

沖情審答申第94号
平成30年5月1日

沖縄県社会保障推進協議会
会長 新垣 安男 殿

沖縄県情報公開審査会
会長 井上 禎男



沖縄県知事からの諮問に対する答申について

沖縄県情報公開審査会は、沖縄県知事からの諮問に対して答申をしたので、
沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第29条の規定に基づき、
当該答申書の写しを送付します。

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事(以下「実施機関」という。)が行った、公文書部分開示決定は妥当ではなく、全て開示すべきである。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成29年7月12日付けで、沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成28年11月末と平成29年1月末の2回の国民健康保険の事業費納付金及び標準保険料率試算結果について公文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、対象公文書を「平成28年11月末、平成29年1月末の市町村事業費納付金・標準保険料率算定結果表」(以下「本件公文書」という。)と特定した上、条例第7条第6号に該当することを理由として、平成29年7月25日付けで、公文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人へ通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年7月25日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年8月23日付けで、条例第21条の規定により、沖縄県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

部分開示ではなく、全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

データの熟度の低さや公費が反映されていない点は、開示の際に同時に説明すればよいのであって、不開示の理由にはならない。

逆になぜこのような熟度になってしまったのかを県民に説明する責任が県にもあるのではないか。また、公費の反映についてが理由とされ、実際の負担額を表すものではないとしているが、そもそも県の数字には、法定外くり入れが入らないのだから、いつまでたっても実際の負担額とは一致しない。公開が予定されている3回目の試算の公費も全額ではない。このようなことが理由となれば永久に開示などできないこととなり、不開示の理由とはならない。

3 審査請求人の意見書の要旨

今回の部分開示は、保険料率など肝心な部分はすべて消されており、事実上の非開示となっている。条例の不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれの規定についてもそもそも県民が知らない情報を行政が自らの判断でおそれがあるとするものであるから、おのずから相当に抑制的、限定的、例外的なもの、他の都道府県と比べても相応するレベルのもので運用しなければならないと考える。

ところが、第3回の保険料試算が公表されるまえにすでに16の道府県で、第1回第2回の試算は公表されており、この実態からも、沖縄県において、保険料を非開示とすべき相応なレベルであるとは到底考えられない。少なくとも税金を使っておおがかりな試算を行っている以上、結果を主権者たる国民に公開することは当然であると考ええる。

結果が不十分であるのであれば、その理由も説明すれば、県民が混乱するとは考えられない。自らの説明力の不十分さを非公開の理由としてしまえば、このレベルの情報はずべて非公開とされ、県民は結果の不十分さの検証をする権利すら奪われることになる。

8月30日に、第3回の試算結果は公表され、県が主張する混乱の条件もなくなっている。熟度が低い内容の検証を行うためにも、第1回第2回の詳細な試算結果を、結果に至る経過や原因も含め、主権者たる国民である県民に対してただちに全面開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の提出した弁明書によれば、本件処分の理由は概ね次のとおりである。

- 1 本縣市町村国保の財政状況は、平成26年度は約109億円、平成27年度は約79億円の赤字となっており、赤字額は約30億円改善しているものの、依然として厳しい状況にあり、新制度移行後の保険料(税)がどのようになるかは、県民にとって重大な関心事項である。

そのような状況の中、第1回、第2回の試算は、国の公費が反映されておらず、特に第1回試算については、市町村から提出されたデータの誤りなどがあり、熟度が低く、実際の保険料(税)と大きく乖離しており、公表することで、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

現在、新制度における公費の約7割が反映された第3回目の試算を行っており、これにより、新制度の保険料(税)が実態に近い姿で明らかになるものと考えている。

- 2 今回の争点は、部分開示となった理由についてであるが、第1回試算及び第2回試算においては、ともに新制度移行後の公費が反映された数値ではないことに加え、特に第1回試算については、市町村のデータ誤り等があり、新制度移行後の数値と大きく乖離したものとなっているため、当該試算結果を公表することで未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した。

以上の理由により、条例第7条第6号の規定に基づき、部分開示決定としたものであり、適正なものであると考える。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書について

(1) 国民健康保険制度の改革

国民健康保険は、現在市町村が運営しているが、制度の安定化を図るため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国からの公費の拡充を図るなどの制度改革が行われる。

平成30年度から、県は、保険料総額を市町村毎に国保事業費納付金として割り当て、標準的な保険料率を市町村に示し、市町村はそれを参考に実際の保険料を決定していくこととされている。

平成28年度と平成29年度は、平成30年度から実施される新制度を安定

運営させるための準備期間とされ、平成28年11月末と平成29年1月末には、制度の課題や改善点等の整理等、検討を深めるために現行制度を前提に一定の条件のもとで国保事業費納付金や標準保険料率の試算が行われた。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、平成30年度から導入される新制度にむけて、県が実施した「平成28年11月末と平成29年1月末の市町村事業費納付金・標準保険料率算定結果表」である。

本件公文書には、各市町村ごとの国民健康保険料事業費納付金と標準保険料率の算定結果等が記載されている。

実施機関は、本件公文書について、国保事業費納付金の算定額、医療費に関する情報の一部及び標準保険料率の算定結果に係る情報(以下「本件不開示情報」という。)については、市町村から提出されたデータの一部に誤り等があることや、国の公費が反映されていないため、実際の保険料とは乖離があり、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから不開示としている。

これに対し審査請求人は、データの熟度の低さや公費が反映されていない点は、開示の際に同時に説明すればよいのであり、不開示の理由とはならないと主張している。

そのため、以下では、本件不開示情報公文書の条例第7条第6号及び第7号該当性についての検討を行う。

2 条例第7条第6号該当性

- (1) 条例第7条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについて、不開示にすることができると規定している。

これは、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする観点から定められたものである。

(2) 実施機関は、本件不開示情報について、実際の負担額を表すものではなく、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることとしている。

審査会で本件公文書を見分したところ、国保事業費納付金標準システムにより算出された県内市町村ごとの標準保険料率と国保事業費納付金を試算した結果が記載されており、本件公文書のうち、医療費に関する情報の一部、所得に関する情報及び被保険者数や世帯者数等人数に関する情報等については、開示されている。

また、実施機関が弁明書で述べているように、本件公文書は、今後の制度改革に向けた国民健康保険料の検討を深めるために実施されたものであり、試算の結果、市町村のデータ等に誤りがあることや、現行制度を前提に試算を行ったことから、公費拡充による財政影響が反映されておらず、新制度における公費の7割が反映された実態に近いとされる第3回目に試算した保険料と比べ乖離のあることが認められる。

しかしながら、本件不開示情報は、国民健康保険制度の改革のための検討段階において作成された情報であり、実際の保険料と比べ乖離があるものの、実態に近いとされる第3回目の試算が平成29年8月に公表されている。

よって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえない。

条例第7条第6号には該当せず、開示すべきである。

3 条例第7条第7号該当性

(1) 条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることができると規定している。

ここでの「支障」は実質的なものであること、また「おそれ」の程度については法的保護に値する蓋然性が必要とされる。

(2) 不開示とする理由について審査会が改めて確認したところ、実施機関は次のように説明する。

すなわち、平成30年度の大幅な制度改革を控えて、実施機関においては、短期間に迅速かつ適切に制度の移行事務を進める必要があり、また誤った基礎データに基づいた実際の保険料と乖離のある試算を公にすることになれば、県民の間に誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせること、その場合、新たな制度について県民の理解を得られなくなり、制度の迅速・適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとのことであった。

事務又は事業に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについては、個別の事案ごとに具体的な支障について判断する必要があるが、本件請求に係る実施機関の説明からは、今後の制度改正に係る事務又は事業への実質的ないし具体的な支障や、おそれについての法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

よって、本件公文書は、条例第7条第7号には該当せず、開示すべきである。

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

| 氏 名 | 役 職 名 等 | 備 考 |
|--------|----------|---------|
| 赤嶺 真也 | 弁護士 | |
| 井上 禎男 | 琉球大学教授 | 会長 |
| 上江洲 純子 | 沖縄国際大学教授 | |
| 植松 孝則 | 弁護士 | 会長職務代理者 |
| 儀部 和歌子 | 弁護士 | |

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|--------------------|
| 平成29年8月25日 | 諮問書受理 |
| 平成29年8月30日 | 審議（第279回） |
| 平成29年9月26日 | 異議申立人から意見書受理 |
| 平成29年10月2日 | 審議（第280回） |
| 平成29年10月30日 | 審議（第281回） |
| 平成29年11月27日 | 審議（第282回）実施機関の口頭説明 |
| 平成30年1月31日 | 審議（第283回） |
| 平成30年3月20日 | 審議（第285回） |
| 平成30年4月26日 | 審議（第286回） |